

## **Circular Ref No.: PNI1505**

日付：2015年7月14日

### **Xiamen 港における船舶の航路指定制度及び船位通報制度に関する中国 MSA による発令 (本サーキュラーは Huatai, Xiamen 支部が作成)**

Xiamen 水域内での、出入港順序、効率の良い航行の促進及び安全運航を確かなものにする為、China MSA は Xiamen 港における航路指定制度 (Ship Routing System) 及び船位通報制度(Ship Reporting System)の導入に関する告知を行いました。これは 2015 年 7 月 1 日より施行されています。

Xiamen 水域における航路指定制度に従い、50,000DWT 以上、またはドラフトが 12.5m 以上の船舶は深喫水ルートを航行し Xiamen 港へ出入港しなければなりません。深喫水ルートは、Xiamen 港の主航路内のポイント A(北緯 24°12'19.06"，東経 118°17'38.66")及びポイント C(北緯 24°19'42.16"，東経 118°10'59.24")間の航路になります。同航路は幅 450m、水深の基準面より 15m、距離は 9.56 マイルとなっています。深喫水ルートは Xiamen 港における“基幹航路”と考えられ、船舶の航行における重要船舶の安全性が高まり、出入港船の時間短縮、海難事故の低減、交通の効率アップ及び航路航行順序の改善などが期待されます。

一方で、Xiamen 水域における船位通報制度により、すべての外航船は、Southeast report line ,West report line , Jiujiiejiao report point 及び Tuyu report point においてそれぞれ、本船名、コールサイン、IMO No.、位置、コース、速度、最終寄港地、仕向港、ドラフト、欠陥事項、制限事項、搭載危険貨物、全長、総トン数、及びその他必要な情報を Xiamen VTS に報告しなければなりません。すべての外航船は船位通報制度に応じなければなりません。航路指定制度に違反した船舶は行政上の過怠金が科されたり、MSA により関連法令に従い、海事行政法執行措置が取られることとなります。

詳細な情報は、添付の試訳をご参照下さい。

ご不明な点があれば、下記 Xiamen 支部へ直接ご連絡下さい。

Attn: Ms. Tracy Zheng / Ms. Lina Gao / Mr. Dongyao Huang

Tel: 86 592 2123223

Fax: 86 592 2681235

Email : pni.xnphuatai-serv.com

Duty Mobile: 86 150 6077 2037

皆様のご参考になれば幸いです。

以上

Shan Hong

Vice President

**Maritime Safety Administration of the People's Republic of China**

告知  
(2015-No.1)

**Re : Xiamen 水域における船舶の航路指定制度及び船位通報制度の発令**

Xiamen 水域内での、Navigation order の規制、航行の効率の促進及び安全運航を確かなものにする為、Xiamen 港における航路指定制度及び船位通報制度が、今般承認、発令され、2015 年 7 月 1 日より施行された。安全航行に関連する規則は Fujian Maritime Safety Administration より別途発令される。

適用水域内を航行するすべての船舶は航路指定制度及び船位通報制度を厳守し、現地海事行政法執行監督に従わなければならない。

添付物 :

1. Xiamen 水域における航路指定制度
2. Xiamen 水域における船位通報制度
3. Xiamen 水域における航路指定制度に関する略図

**Maritime Safety Administration of the People's Republic of China**

(押印)

2015 年 4 月 29 日

## 添付 I

### Xiamen 水域における船舶の航路指定制度

#### 参考海図

Chinese Navy Headquarters、Navigation Guarantee 部より発行されている海図：No. 14240、No.14249 及び No. 14291

Maritime Safety Administration of the People's Republic of China より発行されている海図：No. 65001、No.65112 及び No. 65113

本航路システムは深喫水ルート、予防水域等から成立する。

#### 1. Deep-water route / 深喫水ルート

Xiamen 港の主航路内のポイント A (北緯 24°12'19.06", 東経 118°17'38.66") 及びポイント C (北緯 24°19'42.16", 東経 118°10'59.24") 間の航路となり、幅 450m、水深の基準面より 15m、距離 9.56 マイルである。

#### 2. Precautionary area / 予措置置水域

2.1 第一の予措置置水域は Xiamen 港の主航路の入り口に設定されており、北緯 24°11'40.12.00"、東経 118°18'06.41" の地点から半径 0.8 マイルの円状の水域。

2.2 第二の予措置置水域は Xiamen 港の主航路のポイント B に設定され、北緯 24°15'17.65"、東経 118°11'03.14" 地点から半径 0.5 マイルの円状の水域

2.3 第三の予措置置水域は、Xiamen 港の主航路のポイント C に設定され、以下の 6 つの地点を繋いだ水域。

北緯 24°20'55.60"、東経 118°09'12.30"

北緯 24°19'20.63"、東経 118°10'45.56"

北緯 24°18'38.35"、東経 118°10'49.00"

北緯 24°19'21.35"、東経 118°11'37.30"

北緯 24°19'48.42"、東経 118°11'16.06"

北緯 24°21'14.77"、東経 118°09'29.50"

#### 3. 特別規定

3.1 50,000DWT 以上、またはドラフトが 12.5m 以上の船舶は深喫水ルートを航行し Xiamen 港へ出入港しなければならない、《Convention on the International Regulation for Preventing Collision at Sea, 1972》に従い、喫水制限船であることを示す信号もしくは形

象物を掲げること。

前述の船舶は必ず深喫水ルートを航行しなければならないため、その他の船舶は同船の航行に影響を与えないのであれば、Xiamen 港への出入港のために同ルートを航行することが可能であるが、Xiamen VTS センターの指示に従わなければならない。

3.2 深喫水ルートを航行する、または以下の状況に該当するすべての船舶は、*Detailed Rules of Safety Management of Fujian Maritime Safety Administration Ship Traffic Service System* に従い Xiamen VTS センターに報告するだけでなく、本船の動静も報告しなければならない。

- A. 本船が Report Line に到着若しくは抜錨しており、深喫水ルートより Xiamen 港へ入港する場合
- B. 本船が Jiuqiejian Report Point を通過しており、深喫水ルートより Xiamen 港から出航する場合
- C. 深喫水ルート内で他船を追い越す場合

3.3 船舶が深喫水ルート内での交差を余儀なくされた場合には、本船は交差を最善の努力で避けなければならない、周辺の船舶に対し本船の動静を報告し、本船は同ルートのみ航行可能な船舶の安全性に影響を与えてはならず、同ルート内では直角に交差し、他船からはっきり分かるような動作が求められる。

3.4 予防措置水域内を航行する船舶は、見張りの強化、本船の動静や意図をはっきりと示すといった個別の注意事項に従い航行しなければならない。深喫水ルート内で他船を追い越す場合は、追い越しの承認を他船と確認し、他船の左舷側から追い越すこと。

3.5 本船が操縦不能でないにも関わらず沈没する虞がある若しくは緊急事態であるために、投錨する必要がある場合は、水路を避け早急に Xiamen VTS センターに報告すること。

3.6 航路指定制度海域内での、漁業、海底掘削または投錨等は禁止されている。投錨する船舶は錨地で行うこと。

3.7 深喫水ルート内、若しくはルートの両サイドから 2 マイル以内の水域において、船舶は緊急停止試験、旋回試験、その他、他船の航行に影響をきたすような行動は禁止されている。

3.8 航路指定制度内の海域を航行しない船舶は、同海域から十分に離れて航行すること。

3.9 航路指定制度の規則に違反した船舶は行政上の過怠金若しくは、**maritime administration**により、関連法令に従い、海事行政法執務措置が必ず取られる。

## 添付 II

### Xiamen 水域における船位通報制度

#### 1. 対象船

船位通報制度は強制的な報告制度であり、航路指定制度を使用する及び以下の状況に該当する船舶が対象となる。

- 1.1 外国籍船
- 1.2 300GT 以上の中国籍船
- 1.3 乗客数が 50 人以上の旅客船（フェリーは除く）
- 1.4 危険貨物を積載している船舶
- 1.5 曳航作業に従事している船舶
- 1.6 その他自発的に position report を作成している船舶

#### 2. 対象水域と参考海図

- 2.1 対象水域は Xiamen 水域

- 2.2 参考海図

Chinese Navy Headquarters、Navigation Guarantee 部より発行されている海図：No. 14240、No.14249 及び No. 14291

Maritime Safety Administration of the People's Republic of China より発行されている海図：No. 65001、No.65112 及び No. 65113

#### 3. 報告形式、報告内容及び報告系統

- 3.1 報告形式

報告形式は、IMO Resolution A.851(20)の付録に従うこと。

- 3.2 報告内容

- 3.2.1 一般報告書

- A 本船名、Call Sign 及び IMO コード（該当する場合）
- C 若しくは D の位置（緯度経度若しくはランドマークに関連する位置）
- E コース
- F 船速
- G 最終寄港地
- I 仕向港

- O ドラフト
- Q 欠陥及び制限事項 (曳航船の場合、曳航距離及び被曳航物の名前)
- DG 搭載危険貨物
- U 本船全長及び総トン数

3.2.2 正常な AIS を備え付けている船舶は下記項目のみ報告すること。

- A 本船名、コールサイン
- G 最終寄港地
- I 仕向港
- O ドラフト
- Q 欠陥及び制限事項
- DG 搭載危険貨物

### 3.3 報告系統及び報告位置

3.3.1 Southeast report line : Zhenhaijiao 灯台から、半径 12 マイルの円状及び 055° - 230° 方向

3.3.2 West report line : Jiulongjian 川北岸より、東経 117°58'.0 に沿って、北緯 24°26'.0 まで南方へ進み、東経 118°00'.0 まで 東方へ転向し、南方 Jiulongjiang 川南岸を結ぶエリア

3.3.3 Jiujiujian report point : Jiujiujian 灯標の正横の地点

3.3.4 Tuyu report point : Tuyu 島の正横の地点

## 4. その他必要報告事項

4.1 深喫水ルートを航行及び以下の状況に該当するすべての船舶は、Fujian Maritime Safety Administration Ship Traffic Service System の Safety Management に従い Xiamen VTS センターに報告するだけでなく、同センターに本船動静も報告する必要がある。

- A. 本船が Report Line に到着若しくは抜錨しており、深喫水ルートより Xiamen 港へ入港する場合
- B. 本船が Jiujiujian Report Point を通過しており、深喫水ルートより Xiamen 港から出航する場合
- C. 深喫水ルート内で他船を追い越す場合

4.2 本船が操縦不能でないにも関わらず沈没する虞がある若しくは緊急事態でのため、投錨する必要がある場合は、水路を避け早急に Xiamen VTS センターに報告すること。

4.3 報告すべき海域より出航する場合は、本船名と次港名を報告すること。

4.4 本船が衝突事故や汚染事故に巻き込まれた場合は、本船は事故の詳細、時間及び船置、損害の範囲、救助が必要かどうかなどを当局へ報告し、その他必要情報を開示すること。

## 5. 当局

5.1 当局は Xiamen Maritime Safety Administration of the People's Republic of China。

5.2 報告先は Xiamen VTS センター。

## 6. 船舶へ提供される情報

Xiamen VTS センターより、該当船舶に対し、航行状況、悪天候情報、海上安全情報等が提供される。

## 7. ラジオチャンネルと言語

7.1 呼び出しチャンネル： VHF 08、交信チャンネル： VHF 27 / VHF 28、予備呼び出しチャンネル： VHF 16

7.2 報告のための言語はマンダリン語若しくは英語を使用すること。無線通信によるコミュニケーションには、Standard Marine Communication Phrases に従うこと。

## 8. 報告システムの陸上支援施設

8.1 Xiamen VTS センターは、radar surveillance system、ship management information system (MIS)、VHF communication system (VHF)、Automatic Identification System (AIS)、CCTV system、microwave transmission system、recording & replaying system 及び aerograph system で構成される。センターの役割には、データ収集、データの評価と処理、情報提供サービス、船舶航行サービス等がある。

8.2 Xiamen VTS センターは 24 時間体制で監視している。

## 9. 特別条項

船位通報制度の規則に違反した船舶は行政上の過怠金若しくは、maritime administration により関連法令に従い、海事行政法執行措置が必ず取られる。